

被災者支援に関する各種制度の概要

(令和元年台風第19号による災害)

埼玉県

(令和元年11月現在)

被災者支援に関する各種制度の概要

経済・生活面の支援

●	り災証明に関すること		
➤	り災証明の交付	1
●	見舞金の支給などに関すること		
➤	災害弔慰金	1
➤	災害障害見舞金	1
➤	被災者生活再建支援制度	2
●	融資に関すること		
➤	災害援護資金	3
➤	生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金貸付）	4
➤	生活福祉資金制度による貸付（福祉費〔災害援護費〕）	4
➤	母子父子寡婦福祉資金貸付金	5
➤	年金担保貸付、労災年金担保貸付	5
➤	恩給担保貸付	6
●	子供の養育、就学に関すること		
➤	保育所、認定こども園に係る利用者負担額の減免	6
➤	私立幼稚園の保育料軽減（家計急変世帯に対する補助）	6
➤	小・中学生の就学援助制度	6
➤	埼玉県立高等学校の入学料・授業料の減免制度	7
➤	私立高等学校等の授業料等減免	7
➤	高校生を対象とする奨学生の年度途中募集	7
➤	教科書等の無償給与（災害救助法）	8
➤	児童扶養手当等の特別措置	8
➤	国の教育ローン	8
●	税金の減免等に関すること		
➤	県税の特別措置	9
➤	国税の特別措置	9
➤	市町村税の特別措置	10
➤	医療保険、介護保険の保険料（税）・窓口負担の減免措置等	11
➤	社会福祉施設入所・通所に係る利用者負担額の減免	11
➤	障害福祉サービス、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置等	12
➤	障害者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置等	12

➤ 重度心身障害者医療費助成制度	12
➤ ひとり親家庭等医療費助成制度	12
➤ 放送受信料の免除	13
➤ 被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援	13
➤ 生活保護	14
➤ 未払賃金立替払制度	14
➤ 雇用保険の失業等給付	15
➤ ハロートレーニング（委託訓練・施設内訓練）	15
➤ 職業転換給付金（広域求職活動費、移転費、訓練手当）の支給	16

住まいの確保・再建のための支援

➤ 県営住宅の提供	18
➤ 市営住宅の提供（さいたま市）	18
➤ UR賃貸住宅の提供	18
➤ 賃貸型応急住宅の供与（災害救助法）	19
➤ 住宅の応急修理（災害救助法）	20
➤ 建築物や工作物等に係る手数料の免除	20
➤ 災害復興住宅融資（建設）	20
➤ 災害復興住宅融資（購入）	21
➤ 災害復興住宅融資（補修）	21
➤ 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	22
➤ 生活福祉資金貸付制度による貸付（福祉費〔住宅補修費〕）	23
➤ 宅地防災工事融資	23
➤ 地すべり等関連住宅融資	24

中小企業・自営業への支援

● 融資等に関すること

[商工関係]

➤ 経営安定資金（災害復旧関連）	26
➤ 経営あんしん資金	27
➤ 災害復旧貸付（日本政策金融公庫・商工組合中央金庫）	27
➤ 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	28
➤ 災害関係保証	28
➤ 職場適応訓練費の支給	28

[農業関係]

- 農業制度資金（県）・・・・・・・・ 29
- 農業制度資金（株式会社日本政策金融公庫）・・・・・・・・ 29
- 農業保険・・・・・・・・ 29

[林業関係]

- 林業関係制度資金（株式会社日本政策金融公庫）・・・・・・・・ 30
- 林業・木材産業災害復旧対策保証（独立行政法人農林漁業信用基金）・・・・・・・・ 30
- 森林保険・・・・・・・・ 30

その他

● 相談窓口

- 災害情報相談センター・・・・・・・・ 31

● 法律に関する相談

- 法的トラブル等に関する情報提供・・・・・・・・ 31
- 弁護士・司法書士による無料法律相談・・・・・・・・ 31

● 健康に関する相談

- 精神保健福祉相談・・・・・・・・ 32

● 経営に関する相談

- 台風19号による災害に関する相談窓口（商工会・商工会議所）・・・・・・・・ 32
- 台風19号による災害に関する相談窓口（埼玉県中小企業団体中央会）・・・・・・・・ 33
- 台風19号による災害に関する特別相談窓口（埼玉県よろず支援拠点）・・・・・・・・ 33
- 金融相談・・・・・・・・ 33
- 事業資金相談ダイヤル・・・・・・・・ 33
- 融資・支援制度の相談（特別相談窓口の設置）・・・・・・・・ 33

● 農業に関する相談

- 農地・農業用施設・農業用機械に関する相談窓口・・・・・・・・ 34
- 森林復旧のための助成等に関する相談窓口・・・・・・・・ 34

● その他

- 運転免許に関すること・・・・・・・・ 34
- 災害ボランティアの派遣依頼について・・・・・・・・ 34

経済・生活面の支援

● リ災証明に関すること

制度の名称	り災証明の交付
支援の種類	証明
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村が住家等の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種の被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものです。 ● り災証明書により証明される被害程度としては、「全壊」、「半壊」等があり、基準に基づきそれらの判定が行われます。 ● 被災状況がわかる写真の提出のみで交付が受けられるなど、手続きが簡略化されている場合もありますので、詳細はお住いの市町村にお問い合わせください。
お問い合わせ	お住まいの市町村

● 見舞金の支給などに関すること

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ● 災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生計維持者が死亡した場合：市町村条例で定める額（500万円以下）を支給 ・ その他の者が死亡した場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により死亡した方のご遺族です。 ● 支給の範囲・順位 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 配偶者、2 子、3 父母、4 孫、5 祖父母 ・ 上記のいずれも存在しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る） <p>※ 令和元年台風第19号による災害については、全市町村対象です。</p>
お問い合わせ	死亡された方が住まわれていた市町村

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ● 災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生計維持者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給 ・ その他の者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（125万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により以下のような重い障害を受けた方です。

	1 両眼が失明した人 2 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 5 両上肢をひじ関節以上で失った人 6 両上肢の用を全廃した人 7 両下肢をひざ関節以上で失った人 8 両下肢の用を全廃した人 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 ※ 令和元年台風第19号による災害については、全市町村対象です。
お問い合わせ	お住まいの市町村

制度の名称	被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）																			
支援の種類	給付																			
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 ● 支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。) ■ 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅除く）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。</p> <p>※ 詳しくは、内閣府の防災情報のページ「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。 http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html </p>		住宅の被害程度		全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊	支給額	100万円	50万円		住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借（公営住宅除く）	支給額	200万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度																			
	全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊																		
支給額	100万円	50万円																		
	住宅の再建方法																			
	建設・購入	補修	賃借（公営住宅除く）																	
支給額	200万円	100万円	50万円																	
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象です。 ※ 下記の世帯を含みます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補償費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。 ・ 噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯） 																			

	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 ※ 令和元年台風第19号による災害については、全市町村対象です。
お問い合わせ	お住まいの市町村

● 融資に関すること

制度の名称	災害援護資金																															
支援の種類	貸付（融資）																															
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により負傷又は住居等の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">貸付限度額</td> <td colspan="2">① 世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ア 当該負傷のみ</td> <td style="text-align: right;">150万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td style="text-align: right;">250万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ 住居の半壊</td> <td style="text-align: right;">270万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エ 住居の全壊</td> <td style="text-align: right;">350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">② 世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td style="text-align: right;">150万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ 住居の半壊</td> <td style="text-align: right;">170万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td style="text-align: right;">250万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td style="text-align: right;">350万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td colspan="2">条例により年3%以内（措置期間中は無利子）</td> </tr> <tr> <td>措置期間</td> <td colspan="2">3年以内（特別の場合5年）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td colspan="2">10年以内（措置期間を含む）</td> </tr> </table>		貸付限度額	① 世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	② 世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	貸付利率	条例により年3%以内（措置期間中は無利子）		措置期間	3年以内（特別の場合5年）		償還期間	10年以内（措置期間を含む）	
貸付限度額	① 世帯主に1か月以上の負傷がある場合																															
	ア 当該負傷のみ	150万円																														
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円																														
	ウ 住居の半壊	270万円																														
	エ 住居の全壊	350万円																														
	② 世帯主に1か月以上の負傷がない場合																															
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円																														
	イ 住居の半壊	170万円																														
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円																														
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																														
貸付利率	条例により年3%以内（措置期間中は無利子）																															
措置期間	3年以内（特別の場合5年）																															
償還期間	10年以内（措置期間を含む）																															
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> 1 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2 家財の1/3以上の損害 3 住居の半壊又は全壊・流出 ● 所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">世帯人員</td> <td style="text-align: center;">市町村民税における前年の総所得金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">220万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">430万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">620万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4人</td> <td style="text-align: center;">730万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5人以上</td> <td style="text-align: center;">1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。</td> </tr> </table> <p>※ ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。</p> <p>※ 令和元年台風第19号による災害については、全市町村対象です。</p>		世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。																		
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																															
1人	220万円																															
2人	430万円																															
3人	620万円																															
4人	730万円																															
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。																															
お問い合わせ	お住まいの市町村																															

制度の名称	生活福祉資金貸付制度による貸付（緊急小口資金特例貸付）				
支援の種類	貸付				
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災により、当面の生活費を必要とする世帯に貸付を行う。 ■緊急小口資金特例貸付 <table border="1" data-bbox="512 349 1233 450"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>原則10万円、特例20万円以内（※）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ 特例については次の要件を満たす方 <ol style="list-style-type: none"> 1 世帯員に被災による死亡者がいる場合 2 世帯員に要介護者がいる場合 3 世帯員が4人以上いる場合 4 世帯員に被災による重傷者、妊産婦、学齢児童がいる場合で県社会福祉協議会会長が特に必要と認める場合 ● このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、埼玉県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。 	貸付限度額	原則10万円、特例20万円以内（※）	貸付利率	無利子
貸付限度額	原則10万円、特例20万円以内（※）				
貸付利率	無利子				
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度台風第19号により被災し、当面の生活費を必要とする世帯。 ● 緊急小口特例貸付は低所得世帯に限定されません。 ● 特例20万円以内については上記1～4の要件があります。 				
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県社会福祉協議会 ・ お住まいの市町村の社会福祉協議会 				

制度の名称	生活福祉資金貸付制度による貸付（福祉費[災害援護費]）								
支援の種類	貸付								
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の貸付を行う。 <table border="1" data-bbox="512 1368 1233 1619"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てる場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から2年以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後20年以内</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ 生活費については、まずは緊急小口資金特例貸付でご相談ください。 ● このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、埼玉県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。 	貸付限度額	150万円以内	貸付利率	連帯保証人を立てる場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から2年以内	償還期間	据置期間経過後20年以内
貸付限度額	150万円以内								
貸付利率	連帯保証人を立てる場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%								
据置期間	貸付けの日から2年以内								
償還期間	据置期間経過後20年以内								
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯 (台風第19号による災害における運用が適用される地域にお住まいの方) ● 「災害等弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金が対象となる場合は、利用できません。 								
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県社会福祉協議会 ・ お住まいの市町村の社会福祉協議会 								

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金
支援の種類	貸付（融資）
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ● 災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下のいずれかに該当する方が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> 1 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） 2 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方） 3 父母のいない児童（20歳未満） 4 寡婦（かつて母子家庭の母であった方） 5 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方 6 1及び2並びに4に該当する方の子（修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金のみ）
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県福祉事務所（東部中央、西部、北部、秩父）（下記の市以外の市町村にお住まいの方） ・ さいたま市、川越市、越谷市、川口市の担当課

制度の名称	年金担保貸付、労災年金担保貸付						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民年金、厚生年金保険、労災年金を担保に、保健・医療や住宅改修資金などを融資するものです。 ● 貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="480 1319 1442 1659"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>次のうち最も低い額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金額の0.8倍以内 ・ 各支払期の返済額の1.5倍以内（原則2年半で返済できる額） ・ 200万円以内（一部の用途は80万円以内） </td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>保健・医療や住宅改修資金など</td> </tr> <tr> <td>保証人等</td> <td>年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要</td> </tr> </table> <p>※ 金利については独立行政法人福祉医療機構ホームページ「年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業」を参照してください。 https://www.wam.go.jp/hp/cat/nenkinrousaikasituke/</p>	貸付限度額	次のうち最も低い額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金額の0.8倍以内 ・ 各支払期の返済額の1.5倍以内（原則2年半で返済できる額） ・ 200万円以内（一部の用途は80万円以内） 	対象経費	保健・医療や住宅改修資金など	保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要
貸付限度額	次のうち最も低い額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金額の0.8倍以内 ・ 各支払期の返済額の1.5倍以内（原則2年半で返済できる額） ・ 200万円以内（一部の用途は80万円以内） 						
対象経費	保健・医療や住宅改修資金など						
保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要						
活用できる方	● 年金受給者が対象です。						
お問い合わせ	独立行政法人福祉医療機構 電話03-3438-0224（厚生年金、労災年金等）						

制度の名称	恩給担保貸付		
支援の種類	貸付（融資）		
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 恩給等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金を融資するものです。 ● 貸付限度額等は次のとおりです。 		
	貸付限度額	恩給	250万円以内、ただし恩給の年額の3年分以内
		共済年金	250万円以内、ただし共済年金の年額の1.8年分以内 （生活費は100万円以内）
	対象経費	住宅などの資金や事業資金	
	保証人等	恩給等の証書を預けることが必要	
※ 金利については株式会社日本政策金融公庫ホームページ「恩給・共済年金担保融資」を参照してください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/onkyuu.html			
活用できる方	● 恩給等の受給者が対象です。		
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 各支店にお問い合わせください		

● 子供の養育、就学に関すること

制度の名称	保育所、認定こども園に係る利用者負担額の減免		
支援の種類	減免		
制度の目的	● 被災により著しい損害を受けた場合、保育所、認定こども園の保護者等利用者負担額が減免されることがあります。		
活用できる方	● 保育所、認定こども園にお子様を通所させている保護者等		
お問い合わせ	お住まいの市町村		

制度の名称	私立幼稚園の保育料軽減（家計急変世帯に対する補助）		
支援の種類	減免		
制度の目的	● 保護者の失職・死亡などのために保育料の納入が困難になった世帯に対して、在園する幼稚園を通じて保育料を補助します。		
活用できる方	● 埼玉県内の私立幼稚園に通う園児の保護者		
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通園されている私立幼稚園 ・ 埼玉県総務部学事課幼稚園担当（048-830-2560） 		

制度の名称	小・中学生の就学援助制度		
支援の種類	給付・還付		
制度の目的	● 災害による経済的な理由によって、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、校外活動費、学校給食費等を援助します。 ※ 具体的な認定基準や援助額については、お住まいの市町村教育委員会へお問い合わせくだ		

	さい。
活用できる方	● 災害による経済的な理由により、就学が困難となった児童・生徒の保護者
お問い合わせ	お住まいの市町村教育委員会、通学されている学校

制度の名称	埼玉県立高等学校の入学料・授業料の減免制度
支援の種類	減免・猶予
制度の目的	● 修学意欲のある生徒の保護者が被災を受けて、経済的理由により県立高校の入学料や授業料の納付が困難な場合に入学料等を免除する「減免制度」を行っています。
活用できる方	● 保護者が天災その他の不慮の災害（台風や竜巻による被災も含む）を受けた場合
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学している県立高校事務室へお問い合わせください。 ・ 埼玉県教育局財務課授業料・奨学金担当

制度の名称	私立高等学校等の授業料等減免
支援の種類	減免
制度の目的	● 災害によって生じた経済的な理由によって、授業料等の納付が困難となった私立小・中・高等・特別支援学校生及び私立専修学校生（高等課程）を対象に、通学する学校を通じて被災後の授業料等を補助します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として以下の要件を満たす方が対象となります。 ・ 埼玉県が認可した私立高等学校等に通学する方 ・ り災証明書で住宅の全半壊が認められた方 ・ 世帯収入が基準を満たす方
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学されている私立高等学校等 ・ 埼玉県総務部学事課高等学校担当（048-830-2558）

制度の名称	高校生を対象とする奨学生の年度途中募集
支援の種類	貸与
制度の目的	● 令和元年台風第19号により被災した世帯のうち、家計急変等の経済的理由により修学が困難な高校生を対象として、奨学金を貸与するための年度途中募集を受け付けています。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年台風第19号により被災した世帯で、現在、以下の(1)～(3)に該当する方 (1) 高等学校等に在学していること (2) 保護者が埼玉県内に居住していること (3) 品行方正であって、学習意欲があり、経済的理由により修学が困難であること ● 被災生体の場合は、り災証明書等が提出されればそれに基づき、審査を行います。
お問い合わせ	埼玉県教育局財務課 授業料・奨学金担当 048-830-6652

制度の名称	教科書等の無償給与（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の目的	● 災害により学用品を喪失又は損傷した児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
活用できる方	● 災害救助法が適用された市町村において、災害により被害を受け、学用品を喪失又は損傷した小学校・中学校・高等学校、特別支援学校及び専修・各種学校の児童・生徒が対象です。 ※ 災害救助法が適用された市町村 熊谷市、秩父市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、深谷市、入間市、坂戸市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町、さいたま市、川越市、川口市、行田市、所沢市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、鶴ヶ島市、三芳町、上里町、春日部市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、桶川市、八潮市、ふじみ野市
お問い合わせ	・ 市町村立学校については、市町村教育委員会へ ・ 県立、国立、私立学校については、通学されている各学校へお問い合わせください。

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
制度の目的	● 被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当について、所得制限の特例措置を講じます。 ● 住宅や家財等にその価格の1/2以上の損害を受けた場合、所得制限適用を除外します。
活用できる方	● 各手当受給者世帯
お問い合わせ	お住まいの市町村または埼玉県少子政策課（048-830-3337）

制度の名称	国の教育ローン						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。 ● 貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">貸付限度額</td> <td>学生・生徒1人あたり350万円以内</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等</td> </tr> <tr> <td>保証人等</td> <td>(公財)教育資金融資保証基金または連帯保証人(学生・生徒の4親等以内の親族(学生・生徒の配偶者は除く)に限る)が必要</td> </tr> </table> <p>※ 金利については株式会社日本政策金融公庫ホームページ「教育一般貸付（国の教育ローン）」を参照してください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html</p>	貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内	対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等	保証人等	(公財)教育資金融資保証基金または連帯保証人(学生・生徒の4親等以内の親族(学生・生徒の配偶者は除く)に限る)が必要
貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内						
対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等						
保証人等	(公財)教育資金融資保証基金または連帯保証人(学生・生徒の4親等以内の親族(学生・生徒の配偶者は除く)に限る)が必要						
活用できる方	● 世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり						
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 0570-008656						

● 税金の減免等に関すること

制度の名称	県税の特別措置
支援の種類	県税の減免及び徴収猶予等
制度の内容	<p>● 災害により納税困難な方については、県税の減免、納期限等の延長、納税の猶予などが受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 減免（自動車税、自動車取得税、不動産取得税など） 損害の内容、程度などに応じて、一定の税額が減免されます。 <p>【例1】自動車税（令和元年10月1日以降に課税された自動車税種別割を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害により運行することができなくなった自動車で、修繕により再度運行できるようになった場合、当該運行できなかった期間について月割で減免します。 災害により滅失又は運行不能となった自動車に係る課税について、被災の日以降の分を取り消します。（ただし、翌月分からの月割となります。） <p>【例2】自動車取得税（令和元年10月1日以降に課税された自動車税環境性能割を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得後1か月以内に災害により滅失又は損壊した場合、被災車に係る課税について減免します。 災害により滅失又は損壊した自動車に代わる自動車を災害のあった日から3か月以内に取得した場合、代替車に係る課税について減免します。 <ul style="list-style-type: none"> 納期限等の延長 災害により期限までに申告や納付などができない方については、災害のやんだ日から2か月以内の範囲で、その期限が延長されます。 納税の猶予 災害により県税を一時に納めることができない方については、原則1年以内に限り、納税が猶予されます。 納税証明書の交付手数料の減免 災害により納税証明書を必要とする場合について、交付手数料が減免されます。 <p>※ 税目及び軽減割合等については埼玉県ホームページ「災害による被災者に対する県税の減免等の取扱いについて」を参照してください。 http://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashi/index/z-saigaigenmen.html</p>
活用できる方	● 災害により財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	各県税事務所及び自動車税事務所

制度の名称	国税の特別措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の目的	<p>● 申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがあります。</p> <p>● 納税の猶予</p>

	<p>災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予定納税の減額 <p>所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。</p> ● 給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など <p>災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を經由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。</p> ● 所得税の軽減 <p>災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所得税法に定める雑損控除の方法 2 災害減免法に定める税金の軽減免除による方法 <p>のどちらか有利な方法を選ぶことで、所得税の全部又は一部を軽減することができます。</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。 ● 納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。 ● 予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ● 給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。 ● 雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。
お問い合わせ	お近くの税務署

制度の名称	市町村税の特別措置
支援の種類	市町村税の減免・徴収猶予・申告納付等の期限の延長
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により納税が困難な方については、市町村税の減免、納期限等の延長、納税の猶予などが受けられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 減免（個人市町村民税、固定資産税、軽自動車税など） 損害の内容、程度などに応じて、一定の税額が減免されます。 ・ 納期限等の延長 災害により期限までに申告や納付などができない方については、災害のやんだ日から

	<p>2か月以内の範囲で、その期限が延長されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税の猶予 災害により市町村税を一時に納めることができない方については、原則1年以内に限り、納税が猶予されます。
活用できる方	● 災害により財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	お住まいの市町村や資産をお持ちの市町村（税務課）

制度の名称	医療保険、介護保険の保険料（税）・窓口負担の減免措置等	
支援の種類	減免・支払猶予	
制度の目的	● 医療保険、介護保険の保険料（税）・窓口負担について、減免措置等が講じられる場合があります。	
	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料（税）及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料（税）及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。
	健康保険等の被保険者等の窓口負担の減免	健康保険等の被保険者等について、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。
	介護保険料及び窓口負担の減免・支払猶予	介護保険の保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。
	<p>※ 医療保険の保険料等の免除を受けることができる対象者と期限については埼玉県ホームページ「令和元年台風第19号で被災された方の国民健康保険・後期高齢者医療制度の取扱いについて」を参照してください。 http://www.pref.saitama.lg.jp/a0702/kokuho/taihuu19go_ichibuhutan.html</p> <p>※ 介護保険の保険料の免除等については、お住まいの市町村におたずねください。</p>	
活用できる方	<p>● 災害等による収入の減少や住家の損害など特別な理由により、保険料（税）・窓口負担の支払いが困難と認められる方</p> <p>● 保険者によって取扱いが異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。</p>	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険組合、全国健康保険協会、お住まいの市町村（国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険）、国民健康保険組合、共済組合などの各医療保険者・介護保険者の窓口 	

制度の名称	社会福祉施設入所・通所に係る利用者負担額の減免	
支援の種類	減免	
制度の目的	<p>● 児童福祉施設（保育所を除く）に措置され入所している児童の保護者が災害を受け負担金を支払うことが困難となった場合に、負担額の全部又は一部を減免する場合があります。</p> <p>● 母子生活支援施設に保護され入所している利用者が災害を受け負担金を支払うことが困難となった場合に、負担額の全部又は一部を減免する場合があります。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ● 助産施設の利用者が災害を受け負担金を支払うことが困難となった場合に、負担額の全部又は一部を減免する場合があります。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童福祉施設（保育所を除く）に措置され入所している児童の保護者 ● 母子生活支援施設に保護され入所している利用者 ● 助産施設の利用者
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所（保育所を除く児童福祉施設） ・ 福祉事務所（母子生活支援施設・助産施設）

制度の名称	障害福祉サービス、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置等
支援の種類	減免・支払猶予
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス（介護給付費、訓練給付費）、補装具費に要する費用の利用者負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者については、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	お住まいの市町村

制度の名称	障害者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置等
支援の種類	減免・支払猶予
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害等による収入の減少などの特別な理由により、自立支援医療費（育成医療・更生医療）の負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者については、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	お住まいの市町村

制度の名称	重度心身障害者医療費助成制度
支援の種類	給付
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害等の特別な事情がある場合、所得制限の適用が除外される場合があります。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者については、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	お住まいの市町村

制度の名称	ひとり親家庭等医療費助成制度
支援の種類	給付
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害等の特別な事情がある場合、所得制限の適用が除外される場合があります。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者については、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	お住まいの市町村

制度の名称	放送受信料の免除
支援の種類	減免
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法が適用された区域内において、半壊又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物について、被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されます。 ● 免除の期間は令和元年10月から令和元年11月まで（2か月間） ● 免除が適用される機関の放送受信料について、前払い等により既にお支払いいただいている場合は、お支払い済み分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。 ● 災害救助法が適用されている区域 さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、八潮市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町 <p>※ 放送受信料の免除についてはNHKホームページ「令和元年台風第19号による災害における放送受信料の免除について」を参照してください。 https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/menjo_r011021_typhoon.html</p>
活用できる方	● 受信契約の住所の建物が、半壊・半壊又は床上浸水以上程度の被害を受けた方
お問い合わせ	日本放送協会 0570-077-077 (ナビダイヤル) IP電話、光電話やマイライン等をご利用でナビダイヤルが利用できない場合 050-3786-5003

制度の名称	被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）、サービス
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、自然災害（注）の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられます。 （注）平成27年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害 ● ガイドラインによる債務整理のメリットは次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができます。 ・ 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入に影響が及びません。 ・ 国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。
活用できる方	自然災害の影響によって、災害前の住宅ローンや事業性ローン等の借入を弁済することができない、または近い将来において弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者が対象になります。
お問い合わせ	ローンの借入先金融機関にお問い合わせください。

制度の名称	生活保護
支援の種類	給付・還付、現物給付・現物貸与
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ● 生活保護の受給に当たっては各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ● 生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ● 保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。
活用できる方	● 資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。
お問い合わせ	お住まいの市町の福祉事務所

制度の名称	未払賃金立替払制度
支援の種類	立替（債権者向け）
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。 ● 対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限あり）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。 ● 立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。 <ol style="list-style-type: none"> 1 使用者が、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと (2) 1年以上事業活動を行っていたこと (3) ア 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと この場合は、倒産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。 イ 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開の見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行って下さい。 2 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働基準監督署（所在地案内 https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/kantoku.html） ・ 独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー 044-431-8663

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険の基本手当の特例措置 災害により休業した場合や一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含まれます）は、雇用保険の基本手当を受給できます。ただし、雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。 ● 雇用保険求職者給付の給付制限の特例 災害救助法の指定地域に居住していた給付制限の対象の方は、給付開始時期が早まります。災害発生日時点で、給付制限期間が1か月を経過している方は、災害発生日から失業の認定を受けることができます。 ● 災害救助法が適用されている区域 さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、八潮市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町 ● 激甚災害の指定 台風第19号の暴風雨による災害、地域を限定しない「本激」 <p>※ 雇用保険の特例措置については埼玉労働局ホームページ『『重要なお知らせ』の令和元年台風第19号関連情報』を参照してください。 https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法の適用を受ける市町村に所存する事業者に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。 ● 激甚災害法の適用を受ける地域に所存する事業所に雇用される方で、事業者が被害を受け、やむを得ず休業することになったため、休業を余儀なくされた方が対象です。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ お近くの公共職業安定所（ハローワーク）（川口、熊谷、本庄出張所、大宮、川越、東松山出張所、浦和、所沢、飯能出張所、秩父、春日部、行田、草加、朝霞、越谷） ・ 埼玉労働局

制度の名称	ハロートレーニング（委託訓練・施設内訓練）
支援の種類	サービス
制度の目的	<p>【施設内訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県立高等技術専門校において、求職者向けの職業訓練を実施しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業料はコースにより異なります。 （2年・1年コース：118,800円（年額）、短期コース：無料） <p>なお、授業料が減免となる場合がございます（被災された方も対象）。詳しくは下記施設内訓練担当まで。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科書や作業服等については別途自己負担となります。 ・ 訓練受講には一定の要件があり、入校に際して選考があります。 <p>【委託訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 再就職のための知識や技能を身につける、求職者（仕事をお探しの方）を対象にした訓練です。民間教育訓練機関に委託して実施しているものです。 ・ 授業料は無料です。（別途、テキスト代等が必要です。） ・ 訓練受講には一定の要件があり、入校に際して選考があります。
活用できる方	<p>【施設内訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中学校、高等学校、短期大学、大学等を卒業見込みの方 ● 仕事をお探しの方 <p>【委託訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ハローワークに求職の申込みをし、公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦が得られる方で、訓練開始日に就職していない方 ● 訓練開始日前の1年以内に次の訓練を受講していない方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「公共職業訓練」 ・ 求職者支援訓練の「実践コース」
お問い合わせ	<p>【施設内訓練】</p> <p>埼玉県産業人材育成課（施設内訓練について）048-830-4598</p> <p>【委託訓練】</p> <p>埼玉県職業能力開発センター（訓練内容、入校手続について）048-651-3122</p>

制度の名称	職業転換給付金（広域求職活動費、移転費、訓練手当）の支給
支援の種類	給付・還付
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給されます。 <p>また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給されます。</p> <p>【広域求職活動費】</p> <p>ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費（交通費実費、宿泊料）を支給。</p> <p>【移転費】</p> <p>就職又は公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合に、移転費（交通費実費、移転料、着後手当）を支給。</p> <p>【訓練手当】</p> <p>ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本手当 日額3,530円～4,310円 ・ 受講手当 日額500円（40日を限度） ・ 適所手当 月額42,500円まで ・ 寄宿手当 月額10,700円

	※ その他、就職が困難な失業者等を作業環境に適応させる職場適応訓練を実施した事業主に対して職場適応訓練費が支給される。
活用できる方	● 激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた方など。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ お近くの公共職業安定所（ハローワーク） ・ 埼玉労働局（職業安定部）０４８－６００－６２０８

住まいの確保・再建のための支援

制度の名称	県営住宅の提供
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者の生活再建のため、当面の入居先として県営住宅を提供します。 ● 提供期間は最長6か月間となります。 ● 住宅の使用料、敷金は免除となります。 ● 光熱費、共益費、駐車場料金は自己負担となります。 ※ 県営住宅の提供については埼玉県ホームページを参照してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/taihuu-kennei.html
活用できる方	● 災害により自宅が一部損壊(準半壊)以上の被害を受け、り災証明書の提出が可能な方(今後、り災証明書の発行を受けられる見込みの方も対象となります。)
お問い合わせ	埼玉県住宅課 県営住宅管理担当 048-830-5564

制度の名称	市営住宅の提供（さいたま市）
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者の生活再建のため、当面の入居先として市営住宅を提供します。 ● 提供期間は原則6か月以内。 ● 住宅の使用料、敷金は免除となります。 ● 光熱費、共益費等は自己負担となります。 ※ さいたま市の市営住宅の提供についてはさいたま市ホームページを参照してください。 https://www.city.saitama.jp/001/007/018/001/p067901.html
活用できる方	● 災害により住宅に大きな被害を受け、継続して元の住居に居住することが困難になった方でり災証明書の交付を受けられた方(入居後にり災証明書を提出できる方を含む)
お問い合わせ	さいたま市建設局建築部住宅政策課 住宅整備係 048-829-1521・1522

制度の名称	UR賃貸住宅の提供
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年台風第19号により住宅に甚大な被害を受けた方に、一時的な避難場所としてUR賃貸住宅を提供します。 ● 提供期間は6か月。 ● 家賃、共益費、敷金及び駐車場料金は無償となります。(連帯保証人不要) ※ UR賃貸住宅の提供についてはUR都市機構ホームページを参照してください。 https://www.ur-net.go.jp/index.html
活用できる方	● 令和元年台風第19号により、住宅が全壊、半壊、一部損壊等の損害を受け、居住が困難となり、り災証明書を提出できる方(見込みの方を含みます)

お問い合わせ	UR大宮営業センター 048-649-2277 営業時間 9:30~18:00 (水曜休)
--------	--

制度の名称	賃貸型応急住宅の供与（災害救助法）								
支援の種類	現物支給・現物貸与								
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年台風第19号により住宅に被害を受けた方に、災害救助法に基づき応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供します。 ● 入居物件は、不動産業者の協力の下、原則入居者様ご自身でお探ししていただくことになります。 ● 入居期間は最長2年間になります。 ● 家賃、共益費、礼金、仲介手数料などは県が負担します。 ● 光熱水費、駐車場料金、自治会費などは入居者負担になります。 ● 賃貸契約は貸主・県（借主）・被災者（入居者）の3者契約により締結します。 ● 借上げの対象となる住宅の条件は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>家賃（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人以下</td> <td>7万円以内</td> </tr> <tr> <td>3～4人</td> <td>8.5万円以内</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>11万円以内</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	家賃（月額）	2人以下	7万円以内	3～4人	8.5万円以内	5人以上	11万円以内
世帯人数	家賃（月額）								
2人以下	7万円以内								
3～4人	8.5万円以内								
5人以上	11万円以内								
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ① 自ら住家を確保する資力がなく、かつ法に基づく住宅の応急修理制度又は障害物の除去制度を利用していない方 ② 災害により、次のいずれかの要件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住家の全壊又は流出により居住する住家がない方 ・ 「半壊」（「大規模半壊」を含む）の被害で、床上浸水による修理等で一時的に居住できない方 <p>※ 災害救助法が適用されている市町村 さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、八潮市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町</p> <p>※ 賃貸型応急住宅の提供については埼玉県ホームページを参照してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/taifuu19saigai/201910.html</p>								
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県住宅課 マンション担当 048-830-5573 ・ 災害救助法が適用された市町村の建築担当窓口 								

制度の名称	住宅の応急修理（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法に基づき、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ● 応急修理は、市町村が業者に委託して実施します。 ● 修理限度額は1世帯あたり、半壊以上の場合59万5千円（税込）、一部損壊（準半壊）の場合30万円（税込）になります。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> ① 災害により住宅が半壊及び一部損壊（準半壊）した方 ② 応急仮設住宅に入居していない方 ③ 自ら修理する資力のない世帯 （※ 大規模半壊以上の世帯については資力は問いません。） ● 同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県住宅課 企画担当 048-830-5571 ・ 災害救助法が適用された市町村の建築担当窓口

制度の名称	建築物や工作物等に係る手数料の免除
支援の種類	免除
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により、滅失又はき損のため1年以内に建築する建築物に係る確認申請、中間検査、完了検査の手数料については、手数料相当額を免除します。 ● 建築設備及び工作物についても準用します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により、滅失又はき損のため1年以内に建築物等を建築する方が対象です。 ● 他の特定行政庁及び限定特定行政庁（市・町）、民間確認検査機関に申請する場合は、別途問合せしてください。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県建築安全課 企画担当 048-830-5524 ・ 埼玉県建築安全センター（川越、熊谷、秩父駐在、越谷、）

制度の名称	災害復興住宅融資（建設）												
支援の種類	貸付（融資）												
制度の目的 （独立行政法人住宅金融支援機構の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、お住いの市町村から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。 ● 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">基本融資額</th> <th>特例加算額</th> </tr> <tr> <th>建設資金</th> <th>土地取得資金</th> <th>土地購入資金</th> <th>建設資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,680万円</td> <td>970万円</td> <td>450万円</td> <td>520万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 返済期間は①又は②のいずれか短い期間で設定していただきます。（1年以上1年単位） 	基本融資額			特例加算額	建設資金	土地取得資金	土地購入資金	建設資金	1,680万円	970万円	450万円	520万円
基本融資額			特例加算額										
建設資金	土地取得資金	土地購入資金	建設資金										
1,680万円	970万円	450万円	520万円										

	<p>① 35年</p> <p>② 「80歳」 - 「申込本人又は収入合算者（注）のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切り上げ）」</p> <p>注1 収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合に限りです。</p> <p>※ 元金据置期間を設定した場合も、完済時年齢の上限は、80歳です。</p> <p>注2 その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページでご確認ください。 https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html</p>
活用できる方	● ご自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353

制度の名称	災害復興住宅融資（購入）				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の目的 （独立行政法人住宅金融支援機構の場合）	<p>● 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、新築住宅や中古住宅を購入する場合に受けられる融資です。</p> <p>● 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</p> <table border="1" data-bbox="461 1025 1423 1126"> <tr> <td>基本融資額</td> <td>特例加算額</td> </tr> <tr> <td>2,650万円</td> <td>520万円</td> </tr> </table> <p>● 返済期間は①又は②のいずれか短い期間で設定していただきます。（1年以上1年単位）</p> <p>① 35年</p> <p>② 「80歳」 - 「申込本人又は収入合算者（注）のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢（1歳未満切り上げ）」</p> <p>注1 収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合に限りです。</p> <p>※ 元金据置期間を設定した場合も、完済時年齢の上限は、80歳です。</p> <p>注2 その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページでご確認ください。 https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html</p>	基本融資額	特例加算額	2,650万円	520万円
基本融資額	特例加算額				
2,650万円	520万円				
活用できる方	● ご自分が居住するため又は被災した親等が住むための住宅を購入される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。				
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353				

制度の名称	災害復興住宅融資（補修）
支援の種類	貸付（融資）
制度の目的 （独立行政法人住宅金融支援機構の場合）	<p>● 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。</p> <p>● 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</p>

	<table border="1"> <tr> <td>補修資金</td> <td>整地資金</td> <td>引方移転資金</td> </tr> <tr> <td>740万円</td> <td>450万円</td> <td>450万円</td> </tr> </table> <p>● 返済期間は①又は②のいずれか短い期間で設定していただきます。(1年以上1年単位)</p> <p>① 20年</p> <p>② 「80歳」-「申込本人又は収入合算者(注)のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢(1歳未満切り上げ)」</p> <p>注1 収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合に限りです。</p> <p>※ 元金据置期間を設定した場合も、完済時年齢の上限は、80歳です。</p> <p>注2 その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページでご確認ください。 https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai_hosyu/index.html</p>	補修資金	整地資金	引方移転資金	740万円	450万円	450万円
補修資金	整地資金	引方移転資金					
740万円	450万円	450万円					
活用できる方	● ご自分が居住するため又はより被災した親等が住むための住宅を補修される方で、「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。						
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353						

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
支援の種類	減免・猶予(延長・金利の引き下げ含む)
制度の内容	<p>● 自然災害により被害をうけたご返済中の被災者(旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む)に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。</p> <p>● 概要は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 返済金の払込の猶予:被災の程度に応じて、1~3年間 払込猶予期間中の金利の引下げ:被災の程度に応じて、0.5~1.5%の金利引下げ(ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げ) 返済期間の延長:被災の程度に応じて、1~3年 <p>※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。</p> <p>※ その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ「返済方法の変更」でご確認ください。 https://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html</p>
活用できる方	<p>● 以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353

制度の名称	生活福祉資金貸付制度による貸付（福祉費〔住宅補修費〕）									
支援の種類	貸付									
制度の目的	<p>● 災害により被害を受けた住宅の補修、補強、改築等に必要な経費の貸付を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>250万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てる場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から2年以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後20年以内</td> </tr> </table> <p>● このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、埼玉県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。</p>		貸付限度額	250万円以内	貸付利率	連帯保証人を立てる場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から2年以内	償還期間	据置期間経過後20年以内
貸付限度額	250万円以内									
貸付利率	連帯保証人を立てる場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%									
据置期間	貸付けの日から2年以内									
償還期間	据置期間経過後20年以内									
活用できる方	<p>● 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯 （台風第19号による災害における運用が適用される地域にお住まいの方）</p> <p>● 「災害等弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金が対象となる場合は、利用できません。</p>									
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県社会福祉協議会 お住まいの市町村の社会福祉協議会 									

制度の名称	宅地防災工事融資							
支援の種類	貸付（融資）							
制度の目的 （独立行政法人 住宅金融支援機構 の場合）	<p>● 宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう、地方公共団体から勧告または改善命令を受けた方が、擁壁の設置などの宅地防災工事を行うための資金に対する融資です。</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度額</td> <td>1,190万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>① 20年</td> </tr> <tr> <td>※①または②のいずれか短い年数の範囲内</td> <td>② 年齢による最長返済期間 「80歳」－申込本人（注1・注2）の申込時の年齢 （1歳未満切上げ） （注1）収入合算をする場合で、収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を越えるときは、収入合算者となります。 （注2）親子リレー返済を利用される場合は、後継者となります。 ※ ご融資の契約日から1年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間を希望すると元金据置期間分返済期間が延長されます。ただし、元金据置期間分、返済期間を延長した場合でも完済時年齢の上限は80歳となります。</td> </tr> </table> <p>注 その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページでご確認ください。</p>		融資限度額	1,190万円	償還期間	① 20年	※①または②のいずれか短い年数の範囲内	② 年齢による最長返済期間 「80歳」－申込本人（注1・注2）の申込時の年齢 （1歳未満切上げ） （注1）収入合算をする場合で、収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を越えるときは、収入合算者となります。 （注2）親子リレー返済を利用される場合は、後継者となります。 ※ ご融資の契約日から1年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間を希望すると元金据置期間分返済期間が延長されます。ただし、元金据置期間分、返済期間を延長した場合でも完済時年齢の上限は80歳となります。
融資限度額	1,190万円							
償還期間	① 20年							
※①または②のいずれか短い年数の範囲内	② 年齢による最長返済期間 「80歳」－申込本人（注1・注2）の申込時の年齢 （1歳未満切上げ） （注1）収入合算をする場合で、収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を越えるときは、収入合算者となります。 （注2）親子リレー返済を利用される場合は、後継者となります。 ※ ご融資の契約日から1年間の元金据置期間（利息のみの支払期間）を設定でき、元金据置期間を希望すると元金据置期間分返済期間が延長されます。ただし、元金据置期間分、返済期間を延長した場合でも完済時年齢の上限は80歳となります。							

	https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/takubo/index.html
活用できる方	● 宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、勧告または改善命令を受けた方が対象です。
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353

制度の名称	地すべり等関連住宅融資										
支援の種類	貸付（融資）										
制度の目的 （独立行政法人住宅金融支援機構の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ● 地すべりや急傾斜地の崩壊などにより被害を受けるおそれがあるなどの理由でお住いの市町村から家屋の移転の勧告などをを受けた方が、当該家屋の移転またはこれに代わる住宅を建設・購入するために必要となる資金に対する融資です。 ● 融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがあります。 										
	地すべり関連住宅	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条の関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋または関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして、新たに建設または購入される住宅部分を有する家屋をいいます。									
	土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域などにおける土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第26条第1項の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋または勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして、新たに建設または購入される住宅部分を有する家屋をいいます。									
	密集市街地関連住宅	密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号）第13条第1項の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして、新たに建設または購入される住宅部分を有する家屋をいいます。									
	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 										
	(1) 移転資金または建設資金の場合 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本融資額</th> <th>特例加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移転資金または建設資金</td> <td>土地購入資金</td> <td>移転資金または建設資金</td> </tr> <tr> <td>1,680万円</td> <td>970万円</td> <td>520万円</td> </tr> </tbody> </table>		基本融資額		特例加算額	移転資金または建設資金	土地購入資金	移転資金または建設資金	1,680万円	970万円	520万円
基本融資額		特例加算額									
移転資金または建設資金	土地購入資金	移転資金または建設資金									
1,680万円	970万円	520万円									
	(2) 購入資金の場合 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>基本融資額</th> <th>特例加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,650万円</td> <td>520万円</td> </tr> </tbody> </table>		基本融資額	特例加算額	2,650万円	520万円					
基本融資額	特例加算額										
2,650万円	520万円										
	<ul style="list-style-type: none"> ● 返済期間は「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」のいずれか短い年数以内でお選びいただきます（1年以上1年単位）。 注 その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページでご確認ください。 https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/jisuberi/index.html										
活用できる方	● 関連事業計画又は勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借										

	人又は居住人で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353

中小企業・自営業・農林業への支援

● 融資等に関すること

[商工関係] この他にも、中小企業・小規模事業者関連の金融支援について県HPに掲載しています。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>

制度の名称	経営安定資金（災害復旧関連）		
支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	ご利用いただける中小企業者の方		
	【大臣指定等貸付】		
	① 激甚災害指定（※1）された災害（令和元年台風第19号）の影響を受け、市町村長のり災証明を受けた方		
	② 経済産業大臣が指定した災害（令和元年台風第19号）の影響を指定地域（※2）において受け、市町村長からセーフティネット保証4号（※3）の認定を受けた方 * 融資の申込日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいることが必要。		
	【知事指定等貸付】		
	③ 災害（令和元年台風第19号）の影響を受け、市町村長のり災証明を受けた方 * ①、③は県内で事業に着手していれば、県内事業歴が1年未満でも対象。 * ①、③は信用保証の取扱い等が異なるため、融資利率、信用保証料率が異なります。		
	資金用途	設備資金 災害の復旧に必要なもの	運転資金 経営の安定に必要なもの （①③は災害の復旧に必要なもの）
	融資限度額 （①～③の合計限度額）	中小企業者 5千万円 5千万円 （設備・運転併用時 1億円）	
	※ 令和元年台風第19号関連で申し込む場合の特例措置： 融資限度額は、設備・運転資金それぞれ1億円、併用時は2億円（ただし、融資限度額の拡大は令和元年度末までとする。）		
	融資期間	10年以内（据置2年以内）	7年以内（据置2年以内）
融資利率	①② 年1.0%以内 / ③ 年1.1%以内		
信用保証料率	①② 年0.8%以内 / ③ 年0.45%～年1.59%以内		
償還方法	元金均等月賦償還		
申込方法	①③はり災証明書を、②はセーフティネット保証4号の認定証を添付して、受付機関（事業所所在地の商工会議所・商工会）に申込む。		
※1 令和元年11月1日付けで台風第19号による災害が激甚災害として指定され、埼玉県も激甚災害による被災区域とされています。			

	<p>※2 埼玉県内は、48市町村が指定地域とされています。(令和元年11月1日時点)。</p> <p>※3 台風第19号に係るセーフティネット保証4号の認定について</p> <p>セーフティネット保証とは、災害等の影響により経営の安定に著しい支障を来している中小企業者の金融の円滑化を図るために、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証を行う制度です。台風第19号に係る認定を受けるためには、令和2年2月11日(火)までに市町村長あて認定申請する必要がありますのでご注意ください。</p> <p>【取扱金融機関】銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫の県内に所在する本・支店</p>
お問い合わせ	埼玉県金融課 048-830-3801

制度の名称	経営あんしん資金		
支援の種類	貸付(融資)		
制度の内容	<p>ご利用いただける中小企業者の方</p> <p>災害(令和元年台風第19号)の影響を受け、最近3か月の売上高や利益率が前年同期と比較して減少しているか、または、今後3か月の売上高や利益率が前年同期と比較して減少する見込みのある方</p> <p>* 融資の申込日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいることが必要。</p>		
	資金使途	<p>運転資金 (災害の影響で売上等が減少したことにより必要となった資金)</p>	
	融資限度額	5千万円	
	<p>※ 令和元年台風第19号関連で申し込む場合の特例措置: 融資限度額は、1億円(ただし、融資限度額の拡大は令和元年度末までとする。)</p>		
	融資期間	7年以内(据置1年以内)	
	融資利率	年1.3%以内	
	信用保証料率	年0.45%~年1.64%以内	
	償還方法	元金均等月賦償還	
	申込方法	<p>申込書類として「経営あんしん資金に係る認定書」(県所定様式。受付機関の認定が必要)を添付のうえ、受付機関(事業所所在地の商工会議所・商工会)に申込む。</p>	
	<p>【取扱金融機関】銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫の県内に所在する本・支店</p>		
お問い合わせ	埼玉県金融課 048-830-3801		

制度の名称	災害復旧貸付(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)	
支援の種類	貸付(融資)	
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。 ● 貸付限度額や貸付条件等は各金融機関にご確認ください。 	

活用できる方	中小企業・小規模事業者等
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫 各支店

制度の名称	小規模事業者経営改善資金（マル経融資）
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	● 小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）制度は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。
活用できる方	● 以下の1及び2の要件を満たす方 1. 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主 2. 商工会議所等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方
お問い合わせ	最寄りの商工会議所・商工会

制度の名称	災害関係保証
支援の種類	信用保証
制度の内容	● 金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度です。詳しくは信用保証協会にご確認ください。
活用できる方	● 災害により営業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊・火災等の直接的な被害を受けた方が対象です。
お問い合わせ	埼玉県信用保証協会 048-647-4716

制度の名称	職場適応訓練費の支給
支援の種類	給付・還付
制度の目的	● 職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して訓練手当などを支給します。 ● 事業主は訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月（重度の障害者25,000円/月）が支給されます。短期の職場適応訓練については、960円/日（重度の障害者1,000円/日）です。 ● 訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練等1年）以内です。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練4週間）以内です。
活用できる方	● 職場適応訓練は、激甚な災害を受けた地域において就業していて、災害により離職を余儀なくされた方などであって、再就職を容易にするために職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。

	<ul style="list-style-type: none"> イ 職場適応訓練を行う設備があること ロ 指導員としての適当な従業員がいること ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ お近くの公共職業安定所（ハローワーク） ・ 埼玉労働局 048-600-6200

【農業関係】 ※ 県HPにも掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0903/sikintoiawase.html>

制度の名称	農業制度資金（県）
支援の種類	融資
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害を受けた農作物の植え替えなどの経営に必要な資金の融資 ● 農業用施設の補修や建て替えに必要な資金の融資 ・ 農業近代化資金…経営改善や、被害を受けた農業施設・機械の復旧などに必要な資金
活用できる方	● 農業者
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ お近くの農協 ほか金融機関 ・ お住まいの市町村（農業担当窓口） ・ 埼玉県農業支援課 048-830-4086 ・ 埼玉県農林振興センター（管理部または農業支援部）

制度の名称	農業制度資金（株式会社日本政策金融公庫）
支援の種類	融資
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災された農業者等に対する各種貸付 ・ 農林漁業セーフティネット資金…災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金 ・ 農林漁業施設資金…災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金 <p>※ 上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸付がございます。 各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。</p>
活用できる方	● 農業者
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社日本政策金融公庫 さいたま支店 048-645-5421 ・ " (事業資金相談ダイヤル) 0120-154-505

制度の名称	農業保険
支援の種類	補償、保険

制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業共済事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻などの農作物、家畜、農機具などに対する補償 ・ 共済に加入しているパイプハウスなどの施設に対する補償 ● 収入保険事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害による収量減少のほか、価格低下などによる収入減少を補てん
活用できる方	● 農業保険に加入している農業者（個人・法人）
お問い合わせ	埼玉県農業共済組合 048-645-2141

[林業関係]

制度の名称	林業関係制度資金（株式会社日本政策金融公庫）
支援の種類	融資
制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災された林業者等に対する各種貸付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林漁業セーフティネット資金…災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金 ・ 農林漁業施設資金…災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金 ・ 林業基盤整備資金（林道資金）：自動車道、軽車道等の復旧のための資金を融資します。
活用できる方	● 林業者
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 さいたま支店 048-645-5421

制度の名称	林業・木材産業災害復旧対策保証（独立行政法人農林漁業信用基金）
支援の種類	保証
制度の目的	● 被害を受けた林業者が、融資機関からの借り入れに係る債務を保証します。
活用できる方	● 林業者
お問い合わせ	独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部業務課 03-3294-5471

制度の名称	森林保険
支援の種類	補償
制度の目的	● 森林保険に加入している森林が損害（風水害等）を受けた場合に対する補償
活用できる方	● 森林保険に加入している森林が損害（風水害等）を受けた方
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県森林組合連合会 0494-26-6105 ・ 各森林組合

相談窓口・その他

● 相談窓口

内 容	災害情報相談センター
相談内容、概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年台風第19号に関する埼玉県内の災害情報に対する問い合わせに対応します。 ● 受付時間：9時00分から17時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） <p>提供情報：1 生命に関する情報（避難情報の発令状況、避難所等の開設状況など）</p> <p style="padding-left: 20px;">2 生活に関する情報（ライフライン、鉄道、道路など）</p> <p style="padding-left: 20px;">3 被害の概要（人的被害、住家被害、河川・土砂状況など）</p> <p style="padding-left: 20px;">4 気象情報（県内の注意報等の状況、土砂災害警戒情報など）</p> <p>設置場所：県民相談総合センター内（県庁第二庁舎1階）</p>
お問い合わせ	埼玉県広聴広報課 県民相談担当 048-830-7830

● 法律に関する相談

制度の名称	法的トラブル等に関する情報提供
支援の種類	サービス
相談内容、概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内します。 <p>※ 令和元年台風第19号に関する支援については法テラスホームページを参照してください。</p> <p style="text-align: center;">https://www.houterasu.or.jp/saigaikanren/taifu19.html#cms19qa</p>
活用できる方	● 利用に際して制限はありません（法的トラブルかどうかわからない方も、お気軽にお問い合わせください）。
お問い合わせ	法テラス・サポートダイヤル <small>オナカミレスキュー</small> 0120-078309

制度の名称	弁護士・司法書士による無料法律相談
支援の種類	サービス
相談内容、概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内します。 ● 被災者の方のための弁護士・司法書士による無料法律相談を実施しています。相談内容は、生活の再建に必要な、民事に関する法律問題全般について相談できます（刑事事件は対象外）。ただし、同一問題でのご利用は、その他の相談と合わせて3回までとなります。 <p>※ 令和元年台風第19号に関する支援については法テラスホームページを参照してください。</p> <p style="text-align: center;">https://www.houterasu.or.jp/saigaikanren/taifu19.html#cms19qa</p>

活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用に際して制限はありません（法的トラブルかどうかわからない方も、お気軽にお問い合わせください）。 ● 無料法律相談は災害救助法が適用された市町村に、令和元年10月10日に自宅や営業所などがあった方（法人を除く）であれば、資力の有無は問いません。
お問い合わせ	法テラス・サポートダイヤル 0120-078309 <small>オナミレスキュー</small>

● 健康に関する相談

制度の名称	精神保健福祉相談
支援の種類	各種相談
相談内容、概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神保健福祉に関する問題を本人や家族の方を対象に相談援助を行っています。 ● 来所相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表電話 048-723-3333（相談予約へ）※電話による予約が必要 ・ 平日 9時～17時（祝日・年末年始を除く） ● 電話相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県こころの電話 048-723-1447 ・ 平日 9時～17時（祝日・年末年始を除く）
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ● 来所相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県民（さいたま市を除く）で概ね15歳以上の方 ● 電話相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県民（さいたま市を除く） <p>※ さいたま市の方は、さいたま市こころの健康センター（048-762-8548）を御利用ください。</p>
お問い合わせ	埼玉県立精神保健福祉センター 048-723-1111（代）

● 経営に関する相談

相談窓口名	台風19号による災害に関する相談窓口（商工会・商工会議所）
相談内容、概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 商工会・商工会議所では、災害により影響を受けた中小企業からの各種相談を受け付けています。 <p>【相談指導の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融及び信用保証の相談、あっせん ・ 経営、税務、経理、労務、社会保険などの相談指導 など <p>※ 会員、非会員問わず、相談に応じています。相談、指導は原則として無料です。</p>
お問い合わせ	事業所の所在する地区の商工会・商工会議所

制度の名称	台風19号による災害に関する相談窓口（埼玉県中小企業団体中央会）
相談内容、概要	<p>● 埼玉県中小企業団体中央会では、災害により影響を受けた中小企業組合からの各種相談を受け付けています。</p> <p>【相談指導の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融及び信用保証の相談 ・ 組合の管理、経理、税務、設立などの相談指導 など <p>※ 会員、非会員問わず、相談に応じています。相談、指導は原則として無料です。</p>
お問い合わせ	<p>埼玉県中小企業団体中央会 本部 048-641-1315</p> <p>春日部支所 048-872-6570</p> <p>川越支所 049-293-2911</p> <p>熊谷支所 048-523-0075</p>

相談窓口名	台風19号による災害に関する特別相談窓口（埼玉県よろず支援拠点）
相談内容、概要	<p>● 中小企業を対象として、台風による災害により生じた経営不安に関する相談を受け付けています。</p>
お問い合わせ	<p>埼玉県よろず支援拠点（公益財団法人埼玉県産業振興公社）</p> <p>電 話 0120-973-248</p> <p>対応時間 9:00~12:00、13:00~17:00</p>

制度の名称	金融相談
相談内容、概要	<p>● 被災中小企業者等を対象として、県制度融資のお申込み手続き等に関する相談を受け付けています。</p>
お問い合わせ	埼玉県金融課 048-830-3801

制度の名称	事業資金相談ダイヤル
相談内容、概要	<p>● 中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受け付けています。（受付時間：平日9時から17時まで）</p>
お問い合わせ	<p>事業資金相談ダイヤル（日本政策金融公庫） 0120-154-505</p> <p>http://www.jfc.go.jp/</p>

制度の名称	融資・支援制度の相談（特別相談窓口の設置）
相談内容、概要	<p>● 被災された中小企業者等を対象として、融資・支援制度等の相談を受け付けています。</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最寄りの商工会議所 ・ 埼玉県商工会連合会 048-641-3617

● 農業に関する相談

制度の名称	農地・農業用施設・農業用機械に関する相談窓口
支援の種類	補助
相談内容、概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害を受けた農業施設の復旧などに対する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ ビニールハウスなど農業用施設、トラクターなどの農業用機械の復旧 ・ 田畑などの農地の流亡・埋没 ・ 土砂の流入、あぜの崩壊などの復旧 ・ ため池、水路、道路、堤防、揚水機、共同利用施設などの原形復旧・効用回復など
活用できる方	● 農業者
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ お住まいの市町村（農業担当窓口） ・ 各農林振興センター

制度の名称	森林復旧のための助成等に関する相談窓口
支援の種類	補助
相談内容、概要	● 被害森林の回復のための事業に関する相談
活用できる方	● 林業者
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県森づくり課 048-830-4321 ・ 川越農林振興センター・秩父農林振興センター・寄居林業事務所 ・ 秩父広域森林組合、埼玉県中央部森林組合、西川広域森林組合

● その他

内 容	運転免許に関すること
相談内容、概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年台風第19号に際し、災害救助法が適用された市町村に住所のある方のうち、運転免許証の有効期間の末日が、令和元年10月10日から令和2年3月30日までの方については、令和2年3月31日まで延長されます。 ● 運転免許の手続きに関することは、埼玉県警察のホームページをご覧ください。最寄りの警察署又は運転免許センターにお問い合わせください。 ● 埼玉県警察ホームページ http://www.police.pref.saitama.lg.jp/index.html
お問い合わせ	埼玉県警察本部 運転免許課 048-543-2001

内 容	災害ボランティアの派遣依頼について
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害ボランティアセンターの設置状況は、埼玉県社会福祉協議会のホームページで確認できます。 http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/volunteer/shinsai_volunteer.html ※ 各市町のボランティアセンターの詳細については、各市町社会福祉協議会のホームページでご確認ください。

それぞれの支援制度の中には、一定の適用基準が設けられているものがあることから、支援制度が適用とならない場合もあります。

被災された場合に実際に制度が活用できるかなど、詳細については、各支援制度ごとに記載しているお問い合わせ先にご相談ください。